

## 共同企業体に対する建設工事の発注取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新宿区（以下「区」という。）が、大規模建設工事を発注するに当たり、区内中小企業者の受注機会の増大と能力向上を図ることを目的として、共同企業体方式を採用するために必要な事項を定める。

2 共同企業体とは、国土交通省方式による甲型の企業体で、原則として、大企業者（中小企業者以外のもの）と中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1号に掲げるもの）との間で結成するものをいう。

### (対象工事)

第2条 区が共同企業体に発注する大規模建設工事は、別表のとおりとする。ただし、区長が、特に認める工事については、この限りでない。

### (構成員の資格)

第3条 共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）は、新宿区契約事務規則（昭和39年新宿区規則第15号）第34条に規定する参加資格等を有する者でなければならない。

### (共同企業体の結成)

第4条 共同企業体は、入札参加有資格者間で任意に結成するものとする。

### (資格審査)

第5条 前条により結成された共同企業体については、次の各号に掲げる書類を提出させ、これにより資格審査を行う。

- (1) 建設共同企業体協定書
- (2) 委任状
- (3) 第3条の資格を証する書類
- (4) その他必要な書類

### (契約保証金)

第6条 構成員のうちに、契約保証金を免除できる業者がある場合には、これを免除する。

この要綱は、昭和 61 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 9 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 1 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 1 月 6 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

工事種別	予定価格
建築工事	5 億円以上
土木工事 設備工事 その他の工事	2 億円以上